令和２年１２月

事 業 主　各位

**トラック運送事業者のための**

**『働き方改革関連法』説明会のご案内**

**厚生労働省　大分労働局**

**国土交通省　九州運輸局**

**大分運輸支局**

【受託会社】株式会社東京リーガルマインド

日頃より労働環境改善に関しまして格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「働き方改革関連法」）が、施行されております。

本改正により制定された「罰則規定のある時間外労働の上限規制」は、運行管理者、事務職等の労働者に対しては、すでに適用され、自動車運転者に対しては、令和６年４月１日から年９６０時間の上限規制が適用されることとなっており、その対応が急務となっております。

この度、大分労働局・大分運輸支局では、働き方改革関連法の内容・その対応方法の説明、働き方改革に役立つ助成金等の紹介のほか、大分運輸支局担当官から取引環境の適正化について説明させていただく説明会（参加費無料）を開催することといたしました。

説明会の日程詳細及び参加のお申し込みは、同封の「案内リーフレット」のとおりとなっておりますので、皆様におかれましては、時節柄お忙しい折とは存じますが、ぜひ、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、本説明会は、運営を厚生労働省委託会社の㈱東京リーガルマインドが行いますので、ご不明な点がございましたら、次の「お問合わせ先」あてに、ご連絡ください。

【お問合せ先】

株式会社東京リーガルマインド　公共事業本部  
 働き方改革関連法に関する説明会事務局

連絡先：０９２－７１５－４３８３

　　　（株式会社東京リーガルマインドに連絡がつかない場合のお問い合わせ先）

大分労働局労働基準部監督課

連絡先：０９７－５３６－３２１２

担当：海老名、高野、瀬戸